

◎ 統合後の施設のあり方に係る個別検討の実施

(1) 基本方針

① 入学対象者

| 現行の取扱い | |
|--|---|
| 神出学園 | 山の学校 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校を卒業した県内在住の23歳未満の者 ・ 不登校によって心に悩みを抱えながらも、自分の生き方や進路を見つけたいという意欲をもつ者 ・ 体験学習や寮での共同生活のできる者 <p>【神出学園管理規則】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校を卒業した県内在住の24歳未満の男子 ・ 豊かな自然の中で、様々な体験活動を通して自分の生き方を見つけ、たくましく生きる力を培いたいと考えている者 <p>【山の学校管理規則】</p> |

② 在籍期間・入学時期等

| 現行の取扱い | |
|---|--|
| 神出学園 | 山の学校 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以内(1年延長可) ・ 入学時期：4月(9月まで追加募集有り→随時入学) ・ 修了時期：3月(状況に応じて柔軟に対応) <p>【神出学園管理規則】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以内 ・ 入学時期：4月(9月まで追加募集有り→随時入学) ・ 修了時期：3月(状況に応じて柔軟に対応) <p>【山の学校管理規則】</p> |

③ 通学制の導入

| 現行の取扱い | |
|--|--|
| 神出学園 | 山の学校 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学園生は、寄宿舍に入寮しなければならない(特別の理由により知事の許可を受けた学園生はこの限りでない) <p>【神出学園管理規則】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒は、寄宿舍に入舎しなければならない(特別の理由により知事の許可を受けた生徒はこの限りでない) <p>【山の学校管理規則】</p> |